

第7期古賀市障がい福祉計画

第3期古賀市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

(案)

令和6年3月

古賀市

目次

1. 計画の位置づけ	1
2. 取組みの体制	2
3. 古賀市の障がいのある人の状況	4
4. 障がい福祉サービスの量の見込み	5
5. 成果目標の設定	10

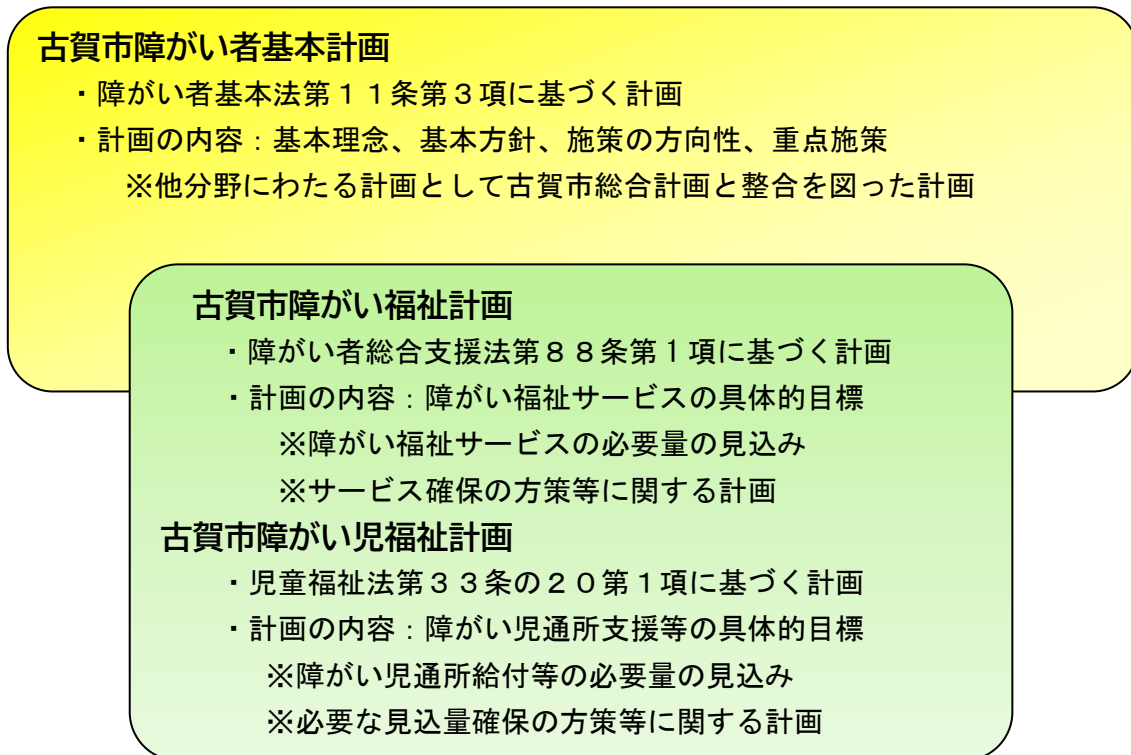
※令和3年度から、古賀市が策定する計画中においては、原則、全て「障がい」の表記を使用することとしております。
法令名等が正式な表記と異なる表記となっている場合がありますので、ご注意ください。

1. 計画の位置づけ

●古賀市障がい福祉計画及び古賀市障がい児福祉計画とは

古賀市の障がい者及び障がい児施策にかかる基本の方針を定めた『古賀市障がい者基本計画』の方針を踏まえ、具体的な障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の量を見込み、その提供体制についての計画をしたものが『古賀市障がい福祉計画』・『古賀市障がい児福祉計画』です。また、本計画の策定については、次項に述べる「古賀市障がい者基本計画」をはじめ、「古賀市総合計画」等の市の関連計画における障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと整合性を保つようになっています。

●『古賀市障がい者基本計画』と『古賀市障がい福祉計画』・『古賀市障がい児福祉計画』の関係



●計画期間

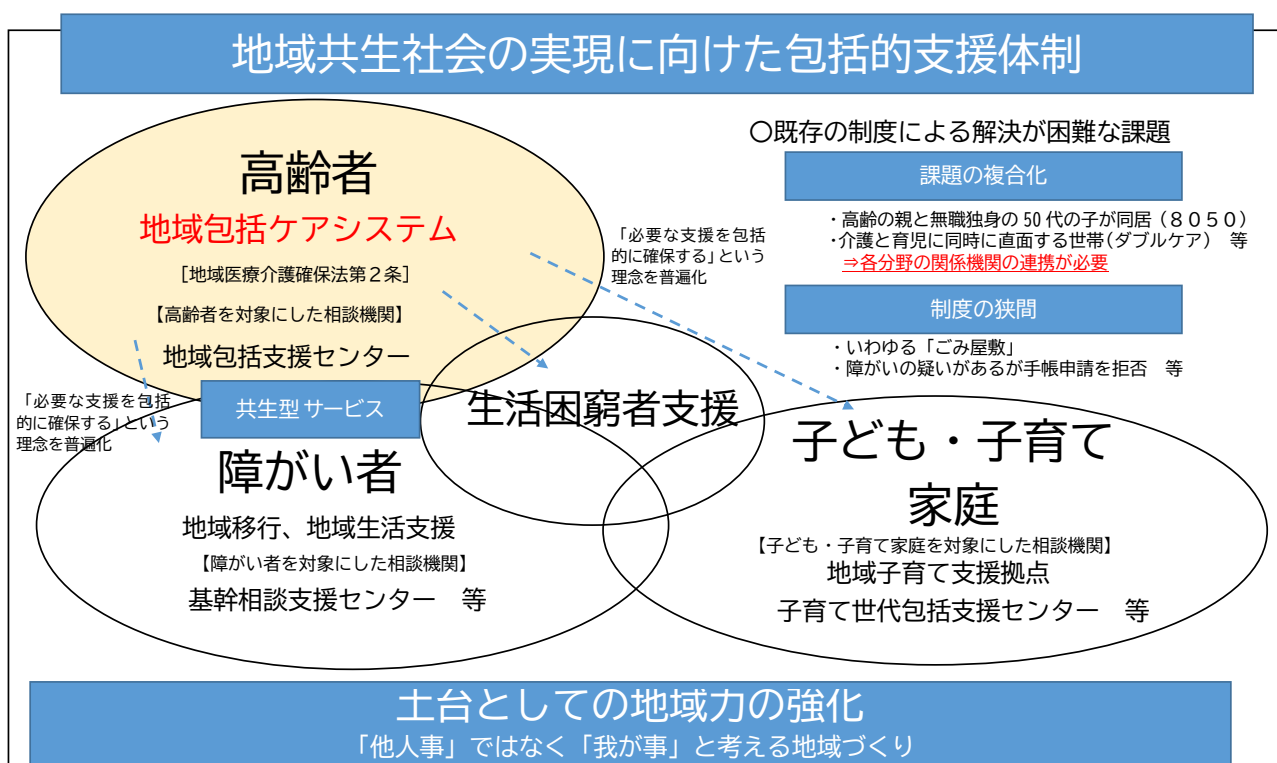
年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
障がい者基本法	第4期古賀市障がい者基本計画 令和3年度～令和8年度						第5期古賀市障がい者基本計画 令和9年度～令和14年度			
障がい者総合支援法 児童福祉法	第6期古賀市障がい福祉計画 第2期古賀市障がい児福祉計画 令和3年度～令和5年度			第7期古賀市障がい福祉計画 第3期古賀市障がい児福祉計画 令和6年度～令和8年度			第8期古賀市障がい福祉計画 第4期古賀市障がい児福祉計画 令和9年度～令和11年度			

2. 取組みの体制

①古賀市がめざす地域共生社会の実現に向けた考え方

令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。今後、重層的支援体制整備事業を効果的に実施することができるよう、地域における関係機関等の中で、地域や地域住民が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念やめざすべき方向性について認識の共有を図ることが重要です。

本市では、地域のことを自ら考え行動し、助け合いを強めていく住民・地域の支援者と、包括的な支援体制に必要なシステムを構築する行政・社協が協働することによって、誰もが支え、支えられるという地域共生社会の実現をめざします。



資料：厚生労働省

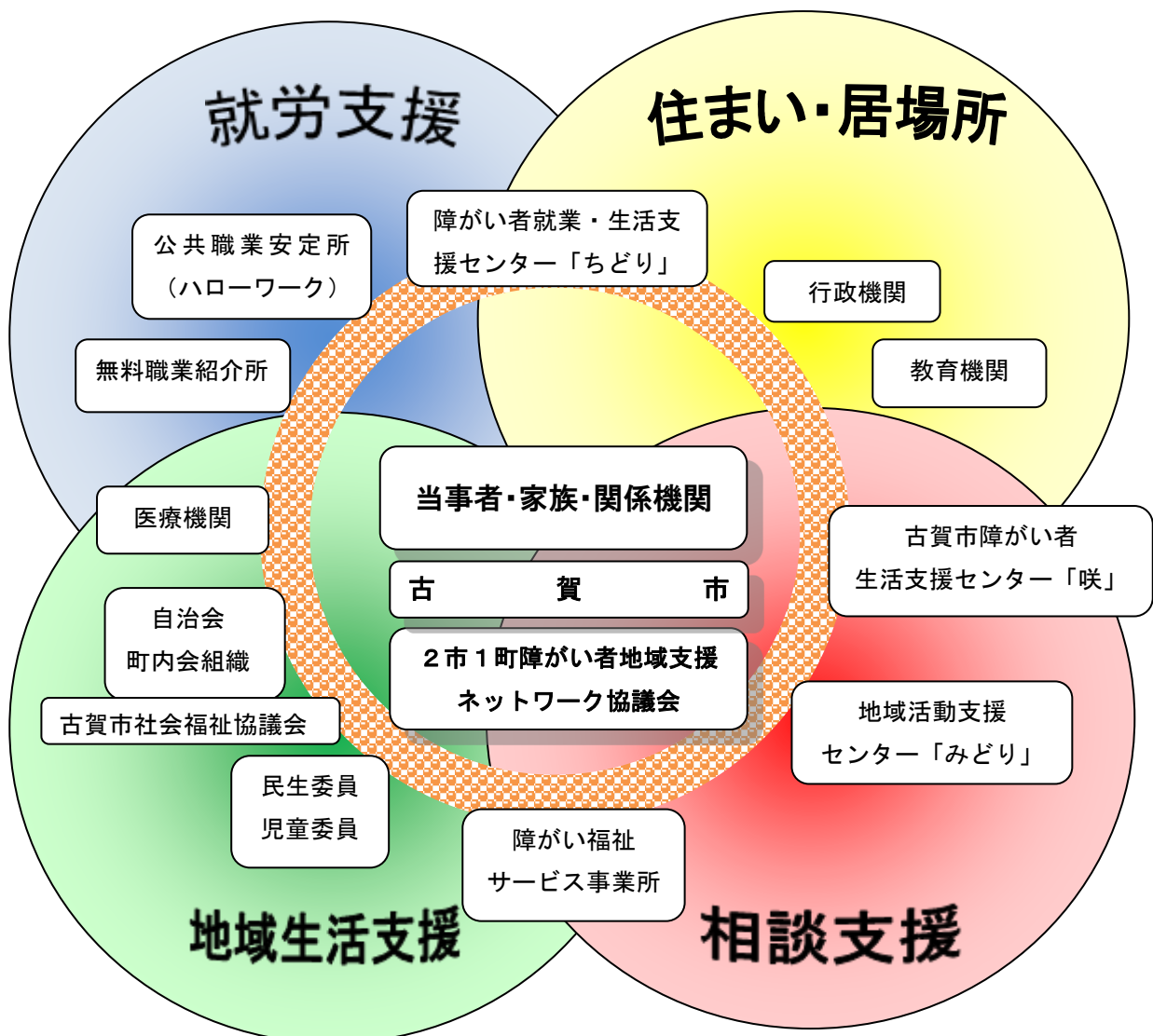
②古賀市の障がい者施策の推進

本市では、「第4期古賀市障がい者基本計画」の基本方針に沿って障がい者施策を推進していきます。

障がい者施策を円滑に推進するため、福津市・古賀市・新宮町の2市1町で広域設置している障がい者地域支援ネットワーク協議会を一層充実させていきます。

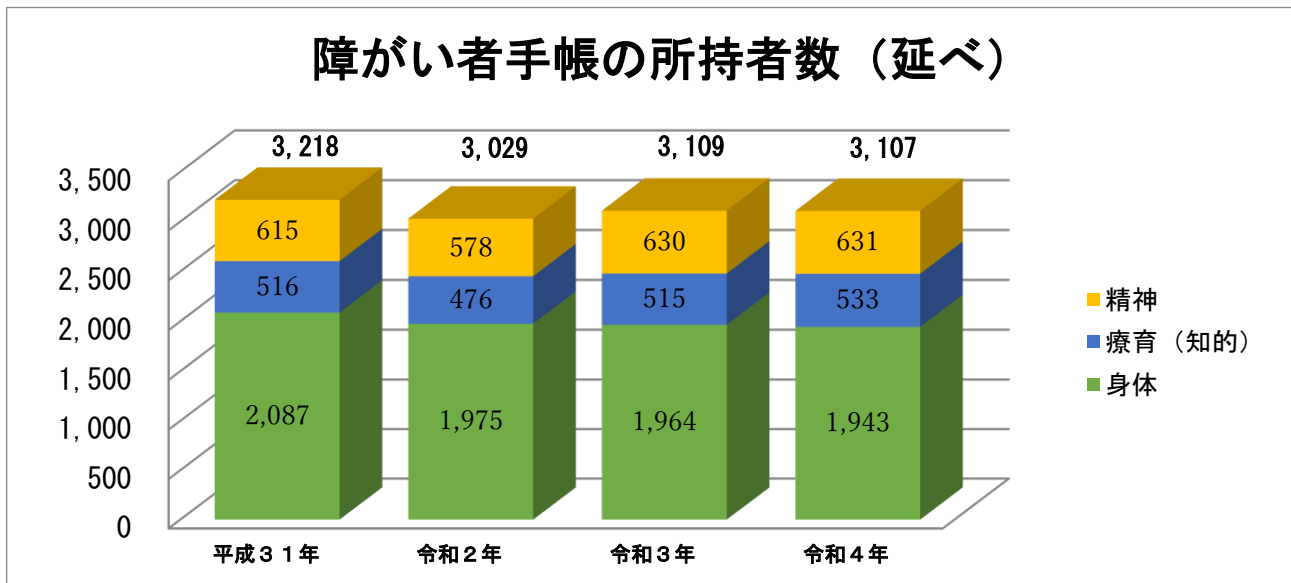
特に、各専門部会や各市町毎の連携会議における、研修会や見学会、事例報告を通じ、支援者の情報共有を図ることで、障がい福祉サービスの質の向上と維持に努め、障がい福祉サービスの見込量を確保していきたいと考えます。

また、障がいの重度化や、本人及び家族の高齢化も考慮しつつ、2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会を中心に、多分野・多職種の関係機関との連携をさらに強化していくことで、障がいのある人が各々に自分らしく安心して地域で生活が送れるよう、切れ目のない支援体制や環境を築いていきます。



3. 古賀市の障がいのある人の状況

・障がいのある人の数の推移



障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳については、緩やかな減少傾向で推移しています。療育手帳（知的）と精神障がい者保健福祉手帳においては、その年によって、微増・微減などばらつきはありますが、平成31年度から令和4年度にかけての増加率が、療育手帳が約3%、精神障がい者保健福祉手帳が約2%となっており、手帳所持者数としては大きな伸びはありません。

年齢構成別の推移

（身体障がい者手帳）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	44	37	39	45
18～64歳	545	500	495	495
65歳以上	1,498	1,438	1,430	1,403
合計	2,087	1,975	1,964	1,943

（療育手帳）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	160	156	175	186
18～64歳	335	304	319	323
65歳以上	21	16	21	24
合計	516	476	515	533

（精神障がい者保健福祉手帳）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～19歳	35	31	33	42
20～69歳	523	467	503	485
70歳以上	57	80	94	104
合計	615	578	630	631

4. 障がい福祉サービスの量の見込み

令和3年度から令和5年度までの実績（令和5年度は実績見込）を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービスの見込量を設定します。

「時間／月」…月間のサービス提供時間

「人日／月」…月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数

「人／月」…月間の利用人数（実人数）

「人／年」…年間の利用人数（実人数）

・障がい福祉サービス事業の見込量

サービス名	単 位	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,013	1,154	1,314	1,497
	人/月	49	50	50	51
重度訪問介護	時間/月	2,672	2,700	3,000	3,000
	人/月	4	4	5	5
同行援護	時間/月	113	129	147	167
	人/月	8	9	9	10
行動援護	時間/月	20	20	20	20
	人/月	1	1	1	1
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
生活介護	人日/月	2,644	2,788	2,940	3,100
	人/月	123	126	129	132
（うち、重度障がい者）	人/月	53	54	56	57
自立訓練（機能訓練）	人日/月	90	90	110	110
	人/月	6	6	7	7
自立訓練（生活訓練）	人日/月	140	140	140	140
	人/月	9	9	9	9
（うち、精神障がい者）	人/月	6	6	6	6
※就労選択支援	人日/月	0	0	207	828
	人/月	0	0	9	36
就労移行支援	人日/月	500	500	600	600
	人/月	26	26	30	30
就労継続支援（A型）	人日/月	1,303	1,463	1,644	1,846
	人/月	65	72	80	89
就労継続支援（B型）	人日/月	3,052	3,409	3,808	4,253
	人/月	158	171	185	200
就労定着支援	人/月	17	18	19	20
療養介護	人/月	11	10	10	10

福祉型短期入所	人日/月	180	180	200	200
	人/月	50	50	55	55
(うち、重度障がい者)	人	10	12	14	16
医療型短期入所	人日/月	7	7	8	8
	人/月	3	3	4	4
(うち、重度障がい者)	人/月	3	3	4	4
自立生活援助	人/月	4	4	6	6
(うち、精神障がい者)	人/月	3	3	4	4
共同生活援助	人/月	69	81	92	104
(うち、重度障がい者)	人/月	11	14	17	21
(うち、精神障がい者)	人/月	27	33	40	48
施設入所支援	人/月	74	74	74	73
地域相談支援（地域移行支援）	人/年	1	1	1	1
(うち、精神障がい者の地域相談支援（地域移行支援）)	人/年	1	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人/年	0	1	1	1
(うち、精神障がい者の地域相談支援（地域定着支援）)	人/年	0	1	1	1
計画相談支援	人/年	515	545	576	610

※就労選択支援は、令和7年より実施のサービスとなります。

・障がい児通所支援事業の見込量

サービス名	単 位	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	810	1,000	1,234	1,523
	人/月	104	128	158	194
放課後等デイサービス	人日/月	2,986	3,518	4,144	4,881
	人/月	281	325	376	435
保育所等訪問支援	人日/月	19	20	21	22
	人/月	14	15	16	17
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
障がい児相談支援 ※年間の見込量	人/年	385	453	534	629
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1

・地域生活支援事業の見込量

サービス名	単 位	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般相談	件/年	2,401	2,592	2,800	3,027
意思疎通支援	人/年	3	3	4	4
日常生活用具給付	件/年	1,465	1,539	1,617	1,699
移動支援	実施箇所数	23	23	23	23
	人/年	48	50	52	54
地域活動支援センター	実施箇所数	3	3	3	3
	人/年	7	8	9	10
日中一時支援	実施箇所数	18	18	18	18
	人/年	38	38	39	39

○障がい福祉サービスの概要（参考）

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいによって移動に困難がある人の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な人が行動する際、危険回避のため必要な支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 ※令和7年度より実施	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等の支援を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。医療型短期入所は遷延性意識障がい児・者や重症心身障がい児・者等が対象となります。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や相談、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
計画相談支援 (障がい児相談支援)	障がい福祉サービス(又は障がい児通所給付等)を利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域における生活に移行できるよう、相談や必要な支援などを行うサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援 放課後等デイサービス	障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休みの長期休暇の居場所づくりを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児などの重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
一般相談	障がい児・者及び家族等の相談に応じ、情報提供、福祉サービスの利用相談支援等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図るのに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付します。
移動支援事業	外出に困難がある障がい者及び障がい児について外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います。

○令和3・4年度の障がい福祉サービスの実績（参考）

・障がい福祉サービス事業

サービス名	単 位	3年度	4年度	サービス名	単 位	3年度	4年度
居宅介護	時間/月	771	890	就労継続支援 (A型)	人日/月	976	1,161
	人/月	53	49		人/月	49	59
重度訪問介護	時間/月	527	1,035	就労継続支援 (B型)	人日/月	2,675	2,733
	人/月	3	3		人/月	143	147
同行援護	時間/月	74	100	就労定着支援	人/月	22	16
	人/月	6	8	療養介護	人/月	11	11
行動援護	時間/月	0	0	福祉型	人日/月	94	172
	人/月	0	0	短期入所	人/月	17	42
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	医療型	人日/月	11	8
	人/月	0	0	短期入所	人/月	3	3
生活介護	人日/月	2,385	2,508	自立生活援助 (うち精神障がいのある人)	人日/月	6	4
	人/月	121	121		人日/月	5	3
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	76	71	共同生活援助 (うち精神障がいのある人)	人/月	58	65
	人/月	5	5		人/月	19	23
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	30	104	施設入所支援	人/月	66	74
	人/月	2	8	地域移行支援	人/年	0	0
就労移行支援	人日/月	640	440	地域定着支援	人/年	0	0
	人/月	36	23	計画相談支援	人/年	475	487

・障がい児通所支援事業

サービス名	単 位	3年度	4年度
児童発達支援	人日/月	581	657
	人/月	67	85
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0
	人/月	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0
	人/月	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	2,179	2,535
	人/月	226	243
保育所等 訪問支援	人日/月	16	19
	人/月	9	14
障がい児 相談支援	人/年	310	355

・地域生活支援事業

サービス名	単 位	3年度	4年度
一般相談	件/年	2,910	2,506
意思疎通支援	人/年	2	3
日常生活用具 給付	件/年	1,403	1,394
移動支援	実施箇所数	21	24
	人/年	45	42
地域活動支援 センター	実施箇所数	2	2
	人/年	2	3
日中一時支援	実施箇所数	20	20
	人/年	39	37

5. 成果目標の設定

古賀市における成果目標等を、次のとおり設定します。設定にあたっては、各成果目標等に係る国の基本指針に即します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ① 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数（A）の6%以上が地域生活に移行すること。
- ② 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数（A）から5%以上削減すること。

【古賀市の考え方】

施設入所支援サービスの利用者については、障がい者本人の高齢化・重度化を踏まえ、本人及び家族の意向を考慮しながら、国の基本指針に従い、グループホームなどへの移行を進めていきます。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数（A）	74人	
《目標値》 令和6年度から令和8年度末までの地域生活移行者数	4人	（A）の6%
《目標値》 令和8年度末の施設入所者削減数	3人	（A）の5%

2. 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

必要に応じて、保健・医療・福祉関係者と連携した個別会議を実施するとともに、既存の機関を活用しながら、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の開催を目指します。

★精神障がいにも対応した地域包括システムとは★

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことです。精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう重層的な連携による支援体制を構築することが重要とされています。

3. 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

【古賀市の考え方】

令和5年度に地域生活拠点機能の一つである、緊急時の受入れ機能についての面的整備を行いました。他機能についても、継続して整備を進めるとともに、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

②強度行動障がい等を有する障がい者の支援体制の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、状況や支援ニーズ把握し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

【古賀市の考え方】

関係機関と連携しながら、令和8年度末までに状況や支援ニーズの把握に努めるとともに、支援体制の整備を検討して行きます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度中の一般就労への移行実績（B）の1.28倍以上とする。

【古賀市の考え方】

障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会を開催することにより、国の基本指針に従い、一般就労への移行及び就労の定着を促進していきます。

項目	数値	備考
令和3年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数（B）	11人	
《目標値》 令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数	14人	（B）の1.28倍

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域生活の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ③ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【古賀市の考え方】

- ① ②児童発達支援センターについては、令和8年度末までに整備することを目指し、庁内の関係各課や関係各機関と協議を行っていきます。また、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域生活の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。
- ③ 重症心身障がい児の支援については、市内及び近隣市町の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が、個々の障がいの状態や家庭の状況などを勘案した上で、可能であれば受け入れをしており、この体制を継続・拡充させていきたいと考えております。
- ④ 医療的ケア児に係る協議の場については、令和8年度までに、医療機関、保育所・学校、障がい福祉サービス事業所、子育て担当課や障がい福祉担当課等の庁内関係各課等、当該児童に係る支援機関の協議の場を市内または圏域において設置したいと考えております。また、医療的ケア児に関するコーディネーターについても、配置するよう努めます。

★医療的ケア児に関するコーディネーターとは★

医療的ケア児に関するコーディネーターは、医療的ケア児に関する状況把握、必要な情報提供、相談対応、医療機関・障がい福祉サービス事業所との調整、本人や家族の状況に応じた障がい福祉サービス利用計画策定などを行います。コーディネーターが支援に関わることで、医療と福祉の支援者の連携体制を確立し、よりよい支援につなげることを目指しています

6. 相談支援体制の充実・強化

【国の基本指針】

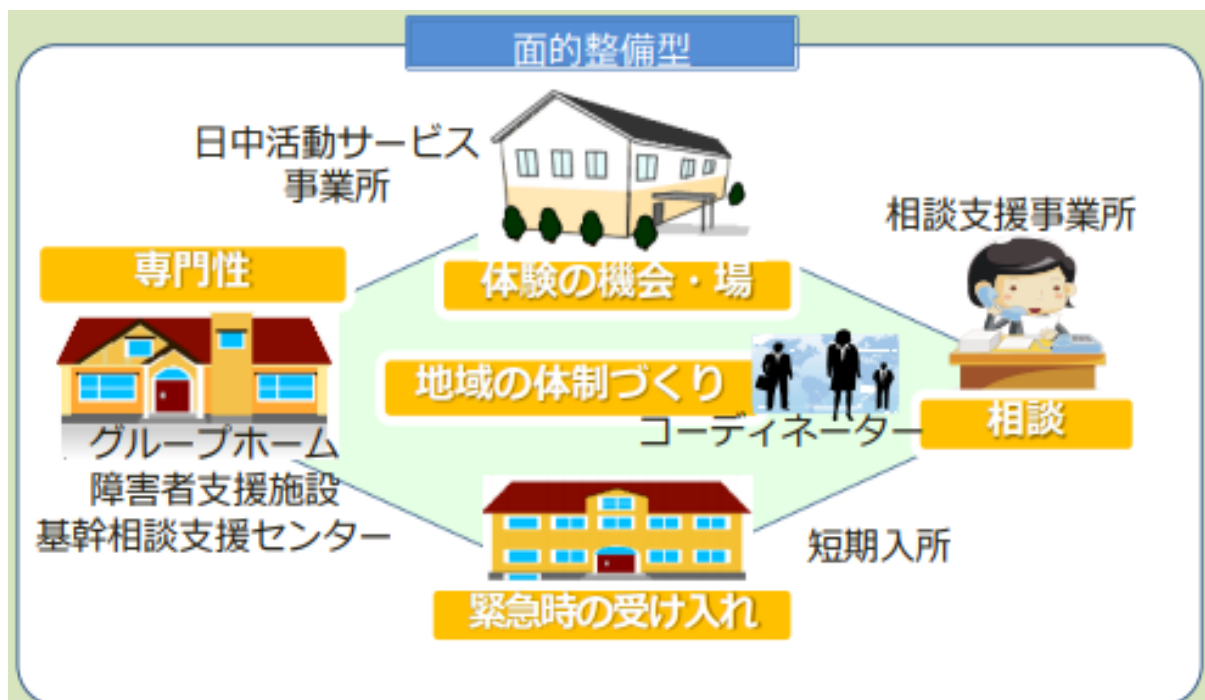
- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【古賀市の考え方】

- ①令和8年度末までの設置を目指し、協議・検討を進めていきます。
- ②古賀市においては、広域で協議会「古賀市・福津市・新宮町（2市1町）障がい者地域支援ネットワーク協議会」を設置しており、体制の確保はできていると考えます。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



【厚生労働省HPより転載】

第7期古賀市障がい福祉計画

第3期古賀市障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行／古賀市(保健福祉部福祉課)

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地

TEL 092-692-1078

FAX 092-942-1154

Eメール syougai@city.koga.fukuoka.jp